平成26年第4回玉城町議会定例会会議録(第4号)

招集年月日 平成26年9月11日(木)

招集の場所 玉城町議会議場

開 議 平成26年9月19日(金)(午前9時00分)

出席議員 1番 中西 友子 2番 北 守 3番 坪井 信義

4番 北川 雅紀5番 中瀬 信之6番 山口 和宏7番 奥川 直人8番 山本 静一9番 前川 隆夫

10番 川西 元行 11番 風口 尚 12番 小林 豊

欠席議員 13番 小林 一則

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

 町長
 辻村修一
 副町長小林一雄
 教育長山口典郎

 総務課長
 林裕紀
 会計管理者前田浩三
 税務住民課長北岡明

 生活福祉課長
 中村元紀
 上下水道課長東博明 産業振興課長田間宏紀

 建設課長
 中西豊 教育事務局長中西元 病院老樓事務局長田村優

 機類組織機
 中世古憲司総務課長補佐見並智俊教育委員長上村直義

監査委員 中村 功

職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 田畑 良和 同書記 宮本尚美 同書記 藤井亮太

日 程

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 議案第47号 平成25年度玉城町一般会計歳入歳出決算の認定について(討論・採決)
- 第3 議案第48号 平成25年度玉城町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について (計論・採決)
- 第4 議案第49号 平成25年度玉城町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の 認定について(討論・採決)
- 第5 議案第50号 平成25年度玉城町山村振興事業特別会計歳入歳出決算の認定について(討論・採決)
- 第6 議案第51号 平成25年度玉城町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定に ついて(討論・採決)
- 第7 議案第52号 平成25年度玉城町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について(計論・採決)
- 第8 議案第53号 平成25年度玉城町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について(計論・採決)
- 第9 議案第54号 平成25年度玉城町病院事業会計決算の認定について(討論・採決)
- 第10 議案第55号 平成25年度玉城町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について(討論・採決)

- 第11 議案第56号 平成25年度玉城町介護老人保健施設事業会計決算の認定について(計論・採決)
- 第12 議案第57号 平成25年度玉城町下水道事業会計決算の認定について(討論・採決)
- 第13 議案第58号 玉城町使用料条例の一部改正について (討論・採決)
- 第 14 議案第 59 号 玉城町福祉医療費の助成に関する条例の一部改正について(討論・ 採決)
- 第15 議案第60号 平成26年度玉城町一般会計補正予算(第2号)(討論・採決)
- 第 16 議案第 61 号 平成 26 年度玉城町国民健康保険特別会計補正予算 (第 2 号) (討論・ 採決)
- 第 17 議案第 62 号 平成 26 年度玉城町介護保険特別会計補正予算(第 1 号)(討論・採 決)
- 第 18 議案第 63 号 平成 26 年度玉城町後期高齢者医療特別会計補正予算(第 1 号)(討論・採決)
- 第19 議案第64号 平成26年度玉城町病院事業会計補正予算(第2号)(討論・採決)
- 第20 議案第65号 平成26年度玉城町水道事業会計補正予算(第1号)(討論・採決)
- 第 21 議案第 66 号 平成 26 年度玉城町介護老人保健施設事業会計補正予算(第 1 号) (討論・採決)
- 第22 議案第67号 平成26年度玉城町下水道事業会計補正予算(第1号)(討論・採決)
- 第23 発議第4号 玉城町議会議員の派遣について
- 第24 請願第 1号 義務教育費国庫負担制度の存続と更なる充実を求める請願書
- 第25 請願第2号 保護者負担の軽減と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める請 願書
- 第26 請願第3号 「教職員定数改善計画」の着実な実施と教育予算拡充を求める請願書
- 第27 請願第4号 防災対策の見直しをはじめとした総合的な学校安全対策の充実を求める請願書
- 第 28 請願第 5 号 手話言語法(仮称)制定を求める意見書の提出を求める請願書
- 第29 発議第5号 「義務教育費国庫負担制度の存続と更なる充実」を求める意見書の 提出について(追加議案)
- 第30 発議第6号 「保護者負担の軽減と就学・修学支援に関わる制度の拡充」を求め る意見書の提出について(追加議案)
- 第31 発議第7号 「教職員定数改善計画の着実な実施と教育予算拡充」を求める意見 書の提出について(追加議案)
- 第32 発議第8号 「防災対策の見直しをはじめとした総合的な学校安全対策の充実」 を求める意見書の提出について(追加議案)
- 第33 発議第9号 「手話言語法(仮称)」制定を求める意見書の提出について(追加議案)
- 第34 発議第10号 閉会中の継続審査の申し出について(追加議案)

開議の宣告

○議長(風口 尚) ただ今の出席議員数は13名で、定足数に達しております。 よって、平成26年第4回玉城町議会定例会第4日目の会議を開会いたします。 本日の議事日程は、お手許に配布のとおりであります。

会議録署名議員の指名

○議長(風口 尚) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。 本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において 7番 奥川 直人 君 8番 山本 静一 君 の2名を指名いたします。

議案の上程

○議長(風口 尚) 次に日程第2 議案第47号 平成25年度玉城町一般会計歳入歳出決算の認定について、ないし日程第12 議案第57号 平成25年度玉城町下水道事業会計決算の認定についてを一括議題といたします。

只今、一括議題となりました各議案につきましては、予算決算常任委員会に付託され、 審査が終了し、委員会審査報告書が提出されております。これより予算決算常任委員会の 委員長報告を求めます。予算決算常任委員会委員長 山本静一君

○予算決算常任委員長(山本静一)議長より予算決算常任委員会審査の結果報告を求められましたので、只今、議題となっております各議案の審査結果をご報告いたします。

予算決算常任委員会に付託されました、議案第47号 平成25年度 玉城町一般会計歳入歳出決算の認定についてないし議案第57号 平成25年度玉城町下水道事業会計決算の認定についての委員会審査を去る9月17日午前9時より第1委員会室において、町長・副町長・教育長・関係職員の出席と、議長の同席のもと 委員12名により審査を実施いたしました。詳細については、会議録をご高覧賜りたいと思います。

それでは、一括議題となっております議案第47号ないし議案第57号までの審査結果の報告をいたします。

初めに、議案第47号 平成25年度玉城町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたしました。質疑を終了し、討論はなく、採決の結果 「挙手多数」で原案のとおり認定されました。

次に、議案第48号平成25年度玉城町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定につきましては、質疑・討論はなく、採決の結果「挙手多数」で原案のとおり認定されました。

次に、議案第49号 平成25年度玉城町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の 認定につきましては、質疑を終了し、討論はなく、採決の結果「挙手全員」で原案のとおり 認定されました。

次に、議案第50号 平成25年度玉城町山村振興事業特別会計歳入歳出決算の認定につきましては、質疑を終了し、討論はなく、採決の結果「挙手全員」で原案のとおり認定されま

した。

次に、議案第51号 平成25年度玉城町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定につきましては、質疑を終了し、討論はなく、採決の結果「挙手全員」で原案のとおり認定されました。

次に、議案第52号 平成25年度玉城町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定につきましては、質疑・討論はなく、採決の結果「挙手全員」で原案のとおり認定されました。

次に、議案第53号 平成25年度玉城町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定につきましては、質疑・討論はなく、採決の結果「挙手全員」で原案のとおり認定されました。

次に、議案第54号 平成25年度玉城町病院事業会計決算の認定につきましては、質疑・ 討論はなく、採決の結果「挙手全員」で原案のとおり認定されました。

次に、議案第55号 平成25年度玉城町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定につきましては、質疑・討論はなく、採決の結果「挙手全員」で原案のとおり認定されました。

次に、議案第56号 平成25年度玉城町介護老人保健施設事業会計決算の認定につきましては質疑を終了し、討論はなく、採決の結果「挙手全員」で原案のとおり認定されました。

次に、議案第57号 平成25年度玉城町下水道事業会計決算の認定につきましては質疑・ 討論はなく、採決の結果「挙手全員」で原案のとおり認定されました。

以上、予算決算常任委員会に付託されました議案第47号ないし議案第57号の審査結果報告といたします。

○**議長(風口 尚)**以上で、予算決算常任委員会委員長報告は終わりました。

お諮りいたします。

予算決算常任委員会委員長報告に対する質疑は省略いたしたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、予算決算常任委員会の委員長報告に対する質疑を省略いたします。

これより、議案ごとに討論・採決を行います。

議案第47号 平成25年度玉城町一般会計歳入歳出決算の認定については、討論の通告書が提出されておりますので、これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

1番 中西友子さん

○1番(中西友子)議案第47号 平成25年度玉城町一般会計歳入歳出決算の認定について、 反対の立場から討論を行います。

平成25年度一般会計決算書は歳入総額68億7128万6041円、歳出総額65億4177万4992円、繰越明許費1億110万7080円、実質収支2億2840万3969円、基金繰入1億1000万円となっています。できるだけ、お金を残して貯金することが自治体の仕事ではありません。地方自治法第1条2項に住民の福祉の増進を図ることを基本としてと書かれています。これが本来の自治体のあるべき姿です。実質収支の額を減らすことで、もっと福祉の増進を図るさまざまな施策が可能なのではないのでしょうか。予算の短年度主義、総計予算主義の原則から本来なされるべき仕事を控えて毎年度基金積立は問題です。以上の理由により議案第47号に対する反対討論を終わります。

- ○議長 (風口 尚) 次に、賛成討論の発言を許します。
 - 12番 小林 豊君
- 〇12番 (小林 豊) ただいま、議長の許可をいただきましたので議案第47号 平成25年度 玉城町一般会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場で討論いたします。

決算の認定において、私ども議員議会が最重要視しなければならないのは、予算の執行が議決の趣旨に乗っ取り、適正かつ効率的に行われたか。すなわち、当初、補正において審議し、議決された予算通りに執行されたかを見極めることが大事ではないでしょうか。さて、本決算に目を向けたとき、私たちがこれまで認めてきたことから逸脱したような行為、誤った予算執行は全く見受けられません。また監査委員により慎重なる決算審査も実施され、本定例会初日に審査結果の報告も受け、提出された意見書にも抜粋ではありますが「審査の結果、支出命令簿など、諸帳簿も整備されており、適正に処理されたものだと認めた」と明記されています。このことも認定材料のひとつになるのではないでしょうか。

議員として予算審議において反対したから決算認定についても反対という論法は、如何 せん浅はかに感じます。議員各位の常識かつ適正なご判断をいただくことをお願い申し上 げ、賛成討論といたします。

○議長(風口 尚)以上で、討論を終結いたします。

これより 本案を 採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

挙手多数であります。

よって本案は、委員長報告のとおり認定されました。

次に、議案第48号平成25年度玉城町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についても討論の通告書が提出されておりますので、これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

1番 中西友子さん

○1番 (中西友子) 議案第 48 号 平成 25 年度玉城町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の 認定について、反対の立場から討論を行います。

25 年度決算を見ると、歳入 16 億 2559 万 5577 円、歳出 15 億 8497 万 9267 円で実質収支

は4061万6310円です。このうち2100万円が法定の基金積立となっております。

国民健康保険会計は一般の商売でありませんから、もうける必要はありません。実質収支を見る限り単純計算ですが国保世帯、1世帯あたり1万円近くの引き下げが可能ではないでしょうか。保険料の値上げを抑える為に、法定外繰入が1千899万3737円されてはいるもの、保険料は引き下げず、基金積立は納得できません。これが反対する第1の理由です。

反対する第2の理由は玉城町の医療にかかる金額は県内でも低い水準なのですから、県 下最高水準の高い国保料をせめて県平均まで引き下げる努力をするべきです。

国民健康保険は社会保障制度であることの位置づけをしっかり認識し、一般会計でしっかり支えることが必要です。国保料の負担を抑えるためとして、少しばかりの法定外繰入をしているものの保険料が抑えられていないことは問題です。最後に、今、全国各地で払いたくても払いきれない国民健康保険料引き下げの取り組みが進められています。所得に対する負担は、全国平均で見ると保険組合 4.6%、国民健康保険が 9.1%で約 2 倍になっていますが、その原因は国が国庫負担を半分に減らしてしまったことにあります。国民健康保険は社会保険制度ですから自治体として、国に対して、生存権補償の役割を果たし、還元された国庫負担をもとに戻すための要請を強めていただきますよう要望して、議案第 48 号に対する反対討論を終わります。

- ○議長 (風口 尚) 次に、賛成討論の発言を許します。
 - 2番 北 守君
- ○2番(北 守) 議長の許可をいただきましたので、議案第48号の平成25年度玉城町国 民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場で討論をさせていただきま す。今回の決算は歳入で16億2千559万5577円となり、実質収支は4061万6310円とな っております。主な支出としましては、保険給付費とそれに後期高齢者支援金や介護納付 金となっております。保健施設費としては、町民の健康事業を実施し、保健師を中心に健 康しあわせ委員などボランティアの協力のもと、子育てから高齢者の健康年齢の延伸を図 る事業等に取組んできました。また、早期発見を目的にがん検診を実施し、受診率の向上 に努めた活動がされました。要は国民健康保険の加入者の医療や介護負担、後期高齢者の 負担など生活にかかせない費用が盛り込まれた決算となっております。町民の医療、健康 保持のための決算書となっているといえます。本決算については、監査委員も認めていた だいていること、それに議会としても審査した結果、特段問題がないとして、予算決算常 任委員会において賛成多数で承認されたことは承知していただいていることと思います。 さて、そもそも、各種健康保険については相互扶助の精神で助け合いの仕組みとなってお り、玉城町は国民健康保険の加入者の中で低所得者の割合が約42.6%となっていますが、 これについても保険料の軽減措置が取られておりますので、問題ないと考えております。 保険給付費は過去3年間を見てみますと、平成23年度には約9億9千500万円、平成24 年度は約9億7千900万円、平成25年度には約9億9千10万円で推移しており、国の医 療費が毎年、増加しているにもかかわらず、玉城町の医療費は横ばいとなっており、右肩 あがりとなっていました今までの保険料率を過去にあまり例のない保険料の料率を2ヵ 年据え置く措置がとられました。行政の努力による成果と高く評価いたします。

玉城町における国民健康保険の加入率が、約24.5%となっており、町民の4人に1人が 国民健康保険に加入していることになります。残りの4分3は社会保険等の加入者です。 いつも問題となるのは、一般会計からの法定外の繰入をどうするかという問題が出てくるわけですが、国民健康保険会計の原則は受益者負担であります。また、玉城町は先ほど述べましたが、加入率が低いこともあり、勤労者を中心とした、社会保険加入者からみれば、一般会計からの法定外の繰入は難しいと思います。また、これに関連して、介護保険特別会計については、法定外の繰入はありません。話は変わりますが、厚生労働省主催で社会保険医療部会が開かれた国保の意見の中で社会保険等は基金の取り崩しや料率のアップで医療費が上がれば対応するしかない。保険制度があるなら、保険料で賄うべきだ。また、繰入は行わないという方向で制度を改正すべきだ。という意見が出ていたと聞いております。

このような声もあるということを理解していただき、一般会計からの繰入については慎重にならざるをえません。以上のことにより、この議案第48号の平成25年度玉城町国民健康保険特別会計歳入歳出決算書については適正な結果と思いますので、議員各位の常識ある判断を期待いたしまして賛成の討論といたします。

○議長(風口 尚)以上で、討論を終結いたします。

これより、本案を採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

挙手多数であります。

よって本案は委員長報告のとおり認定されました。

次に、議案第49号 平成25年度 玉城町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について、ないし議案第57号 平成25年度 玉城町下水道事業会計決算の認定については、討論の通告はありませんので、これより各議案ごとに採決を行います。

議案第49号 平成25年度 玉城町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定 について採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(举手全員)

挙手全員であります。

よって、本案は委員長報告のとおり認定されました。

次に、議案第50号 平成25年度玉城町山村振興事業特別会計歳入歳出決算の認定について、採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって、本案は委員長報告のとおり認定されました。

次に、議案第51号 平成25年度玉城町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって本案は委員長報告のとおり認定されました。

次に、議案第52号 平成25年度玉城町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について採 決いたします。

本案は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって本案は委員長報告のとおり認定されました。

次に、議案第53号 平成25年度玉城町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(举手全員)

挙手全員であります。

よって本案は委員長報告のとおり認定されました。

次に、議案第54号 平成25年度玉城町病院事業会計決算の認定について採決いたします。 本案は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって本案は委員長報告のとおり認定されました。

次に、議案第55号 平成25年度玉城町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって本案は委員長報告のとおり認定されました。

次に、議案第56号 平成25年度玉城町介護老人保健施設事業会計決算の認定について採 決いたします。

本案は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって本案は委員長報告のとおり認定されました。

次に、議案第57号 平成25年度 玉城町下水道事業会計決算の認定について採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって本案は委員長報告のとおり認定されました。

次に、日程第13 議案第58号 玉城町使用料条例の一部改正について及び日程第14 議 案第59号 玉城町福祉医療費の助成に関する条例の一部改正についてを一括議題といたし ます。

これより、議案ごとに討論、採決を行います。只今、議題となっております議案に対する討論の通告はありませんので、これより採決を行います。

まず、議案第58号 玉城町使用料条例の一部改正について採決いたします。 賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第59号 玉城町福祉医療費の助成に関する条例の一部改正について採決いた します。

賛成の方の挙手を求めます。

(举手全員)

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第15 議案第60号 平成26年度玉城町一般会計補正予算(第2号)ないし 日程第22 議案第67号 平成26年度玉城町下水道事業会計補正予算(第1号)について を一括議題といたします。

只今、一括議題となりました各議案につきましても、予算決算常任委員会に付託され審査 が終了し、委員会審査報告書が提出されております。

これより予算決算常任委員会の委員長報告を求めます。

予算決算常任委員会委員長 山本 静一君

議長より、予算決算常任委員会審査の報告を求められましたので、只今、議題となって おります平成26年度補正予算の各議案の審査結果をご報告いたします。

予算決算常任委員会に付託されました、議案第60号 平成26年度 玉城町一般会計補正 予算 (第2号) ないし議案第67号 平成26年度玉城町下水道事業会計補正予算(第1号) についての委員会審査を9月17日午前9時より第1委員会室において、決算認定の審査 終了後実施いたしました。

その審査内容つきましては、会議録をご高覧賜りたいと思います。

それでは、一括議題となっております各議案につきまして審査結果の報告をいたします。

議案第60号 平成26年度玉城町一般会計補正予算(第2号)につきましては、質疑、 討論を終了し、採決の結果「挙手多数」で原案のとおり可決されました。

次に、議案第61号 平成26年度玉城町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)につきましては、質疑を終了し、討論はなく、採決の結果「挙手全員」で原案のとおり可決されました。

次に、議案第62号 平成26年度玉城町介護保険特別会計補正予算(第1号)以下、議案第63号 平成26年度玉城町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)、議案第64号 平成26年度玉城町病院事業会計補正予算(第2号)、議案第65号 平成26年度玉城町水道事業会計補正予算(第1号)、議案第66号 平成26年度玉城町介護老人保健施設事業会計補正予算(第1号)及び 議案第67号 平成26年度玉城町下水道事業会計補正予算(第1号)につきましては、いずれも、質疑・討論はなく、採決の結果「挙手全員」で原案のとおり可決いたしました。

以上、予算決算常任委員会に付託されました議案の審査結果報告といたします。

○議長(風口 尚)以上で、予算決算常任委員会の委員長報告は終わりました。

お諮りいたします。

予算決算常任委員会委員長報告に対する質疑は省略したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、予算決算常任委員会の委員長報告に対する質疑を省略いたします。

これより、議案ごとに討論、採決を行います。

まず、議案第60号 平成26年度玉城町一般会計補正予算(第2号)については、討論の通告書が提出されておりますので、これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

7番 奥川直人君

○7番 (奥川直人) それでは、議案第60号 平成26年度玉城町一般会計補正予算(第2号)、これについて反対を申し上げます。

今回の一般会計補正予算の中に、これからの玉城町に大きな影響を及ぼすであろう課題があります。一般質問や議会としても再三、提言してきた内容が明確に反映されず、玉城

町の行政の考え方、及び、今回の補正予算計画に疑問を持つからであります。そういうことで反対をいたしました。それでは、その理由をご説明したいと思います。まず、それは、民生費、環境衛生費の中に、資源ごみ収集運搬処理業務委託料の補正があります。今回950万円が追加されまして、2074万9000円とこのようになっております。結論から申しますと、法に乗っとった健全な予算編成ではなく、私たちが信頼している玉城町行政の予算編成とは言い難いということであります。

まず、この中で、この法律とはということで、下水道整備に伴う一般廃棄物処理業務の 合理化に関する特別措置法と申します。下水道事業が全国に広まりつつある、今から 40 年前、昭和50年5月23日に施行されております。当然、三重県においても、平成11年こ の合理化問題に関する基本計画が県と各市町の間で結ばれております。では、この法律の 目的は何かと申しますと公共下水道整備により経営に著しい影響を受ける一般廃棄物処理 業者、これは玉城町に2業者が対象となります。この仕事が大幅に減ることになります。 本来、し尿処理も含め、行政、役場の仕事であります。この仕事を2業者にお願いをして きたということになることになるわけです。しかし、この仕事が大幅に減ることで業者の 仕事や経営の安定維持、そして将来への町の廃棄物の適切な処理を目的としてこの法律は 定められているわけであります。そして、この法律では公共下水道で影響を受けるし尿処 理業者への影響を緩和する、経営の近代化規模の適正化を図る。そして、そのためのどう するかといいますと、早い段階で、行政としてこの合理化事業計画を定めることとしてい ます。そしてこの合理化計画の実施につきましては、計画を実施するということですが、 この件についても法律の第5条で明確に示されております。市町村は、合理化事業計画に 基づいて、要は市町村は合理化事業計画を作ってそれに基づいて、合理化事業を実施する ものとする、このように法律で定められておるわけです。しかし、玉城町では、この合理 化事業計画が出来上がっておりません。計画づくりが遅れていることで2業者からの申し 入れもあり、現在、行政はにっちもさっちもいかない状況となっております。これらの計 画の全貌が見えない、見えていない小手先、目先、細切れ計画で資源ごみ収集運搬業務の 補正を提案しているからであります。このことで現時点、課題が多くあるわけです。大き な課題4点を申し上げます。1つ目は明和町との共同事業である菊狭間一部事務組合の運 営としてみなさんご存知の各地区のごみ集積場、そしてリサイクリステイションのごみ収 集を菊狭間から2業者に移管するこのことで当然、菊狭間職員は余剰人員が生まれ、この 対策として、玉城町町道のごみ拾いをするという申し入れを菊狭間一部事務組合にしてい る。しかし、そういうことをしましても、菊狭間の負担額5千万円は変わらないというこ とになります。そして、近隣の明和町はもとより、菊狭間一部事務組合の管理責任者であ る明和町長に大きな迷惑をかける事態を招くかもしれない。 2つ目ですが、住民のみなさ んからいただいている税金が無駄使いとなる。現状のままでいけば、今後の2業者支援を 行うわけです、これが補正にでてますが、5年間継続して、その累積額といいますと1億 3千万円となるわけです。今までと変わらない仕事で菊狭間に5千万円、そして新たにこ の5年間で累計をすると1億3000万円いってしまうということになるわけであります。そ して、3つ目ですが、今まで行政のかわりに、し尿処理を行っていただいてきた業者との 信頼関係、これについては失いかねないと。4つ目、更に公共施設、外城田小学校、外城 田保育所、福祉センター、中央公民館など、下水道工事が出来ていても接続できない状況

を招いている。行政が下水道を推進しているなかにおいても、行政自体がそういう接続を していないと、こういう実態が大きな課題だと、この4つであります。 玉城町議会として、 過去もこの問題を提起し、早くこの合理化事業計画を作るべきだと行政に提案をしてきて おりました。更に今年3月、もう半年経つわけでありますが、この合理化事業計画を作る 際に、明和町との協同事業である、先ほど申しました菊狭間一部事務組合の解散を前提と して、計画を策定するように、こういう要請文も私たち議会の中から提案をしているわけ であります。今回、この先の見えない議員として町民の皆さんに説明できない補正予算を 認めることは、しいては近隣市町や玉城町の住民の皆様方から、玉城町議会の信頼を失い かねない。また、合法的でない。法に抵触する。そして、税金の無駄使い等、議員への責 任追及も、今後でないとも限らない。今回認めてやろう。行政の責任やろ。では済まされ ない現状だと思っております。私は一議員として、明和町及び菊狭間、そして今の2つの 業者さん、住民の皆様方に対し、玉城町議員の一員として、責任ある行動を示し、議会か ら提案しても6ヶ月も過ぎ、早く計画を完成させていこうという回答もない。そういった 行政の姿勢と、この合理化事業計画が完成していない、先の見えない中での予算。この執 行に対し反対します。議員の皆さんも玉城町のために議会として提案をさせていただいた 事項も明確にされていません。多くに問題を先送りにする可能性のある補正予算だとご認 識はお持ちのはずであります。また、補正予算を執行しなければ、2業者も困る。このこ とも私たちは十分理解をしております。総責任者である辻村町長として、予算執行までに、 10月からですから、まだ時間があるはずだと、ご努力をいただいて、議会提案の尊重した 合理化事業計画を今の計画案にプラスをし、早急に仕上げていただく。こういう回答が私 たちは今現在で欲しかったと思っております。辻村町長の今後の素早い行動に期待をし、 現時点ではやむを得ず反対するわけであります。議会議員におかれましても、それぞれの 責任のもと、改めて宜しくご判断賜りますようにお願いを申し上げまして反対討論といた します。どうか宜しくお願いします。

○議長(風口 尚)次に賛成討論の発言を許します。

6番 山口和宏君

○6番(山口 和宏) 只今、議長にお許しをいただきましたので、議案第60号 平成26年度玉城町一般会計補正予算(第2号)についての賛成の立場で討論をさせていただきます。今回の補正予算では、国の地方交付税額の確定に伴い、増額補正であります。国庫支出金では、防衛省の内示を受けまして、役場庁舎の太陽光発電設置の補助金が計上されております。また、これまでも町内小中学校並びに保育所に太陽光発電の対応をしてまいりましたが、このほど、役場庁舎の耐震化に伴い、災害時における電力確保はもちろんのこと、環境面にも配慮した上での設置をしようとするものであります。また、民生費では懸案でありました福祉会館の駐車場の整備、また、衛生費では予防接種法施行令の改正により、定期接種となった水疱瘡および高齢者の肺炎球菌の予防接種料の新規計上であります。

また、下水道整備に伴い、し尿処理業者への業務量減少に関わる資源ごみ収集運搬処理の業務委託料の増額であります。前段の議員さんの方から、この件に関して随分と述べられておりましたが、先ほど聞かしてもらっています反対討論の中では、この一般会計補正予算を認めない、反対と言う立場であるということは、この合特法に関しますし尿処理業者さんへの業務料の減少に関わる予算、それに対しての執行は駄目だというように私はと

れました。それではなく、合特法に基づく支援という予算であると私は理解しております。 なお、商工費では、町内、県内外からの多額の寄附金いただき、増加に伴うふるさと応 援寄附に係るお礼の特産品を増額しております。

更に、農林水産費、土木費では、地元要望に答える工事費などをたくさん組み入れた予算であります。以上各課にわたり、今後の行政運営ならびに町民の皆様に、直接関わる重要な補正予算であると。議員各位の常識ある判断を期待しまして、私の賛成討論とさせていただきます。

○議長(風口 尚)以上で討論を終結いたします。

これより、本案を採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

挙手多数であります。

よって本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第61号 平成26年度 玉城町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)ない し議案第67号 平成26年度玉城町下水道事業会計補正予算(第1号)については、討論の 通告はありませんので、これより各議案ごとに採決を行います。

議案第61号 平成26年度玉城町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)の採決を行います。

本案は、委員長報告のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第62号 平成26年度玉城町介護保険特別会計補正予算(第1号)の採決を行います。

本案は、委員長報告のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(举手全員)

挙手全員であります。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第63号 平成26年度玉城町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)の採決を行います。

本案は、委員長報告のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第64号 平成26年度玉城町病院事業会計補正予算(第2号)の採決を行います。

本案は、委員長報告のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第65号 平成26年度 玉城町水道事業会計補正予算(第1号)の採決を行います。

本案は、委員長報告のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第66号 平成26年度玉城町介護老人保健施設事業会計補正予算(第1号)の 採決を行います。

本案は、委員長報告のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第67号 平成26年度玉城町下水道事業会計補正予算(第1号)の採決を行います。

本案は、委員長報告のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(举手全員)

挙手全員であります。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第23 発議第4号 玉城町議会議員の派遣についてを議題といたします。 只今、議題となりました案件につきましては、来る10月1日から10月3日までの3日間、本町議会議員を視察研修に派遣しようとするものであります。

本案は、質疑、討論を省略いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。 (「異議なし」の声あり)

「異議なし」と認めます。よって、質疑討論は省略することに決しました。 これより、採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(举手全員)

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。ここで10分間の休憩をいたします。

(休憩 午前09時57分) (再開 午前10時07分

○議長(風口 尚) 再開いたします。次に、日程第24 請願第1号 義務教育費国庫負担制度の存続と更なる充実を求める請願書ないし日程第27 請願第4号 防災対策の見直しをはじめとした総合的な学校安全対策の充実を求める請願書を一括議題といたします。

ただちに、紹介議員 奥川直人君の趣旨説明を求めます。

7番 奥川直人 君

○7番 (奥川直人) それでは、議長からお許しを得ましたので請願4点について、趣旨を説明 させていただきます。

「義務教育費国庫負担制度の存続と更なる充実を求める請願書」、趣旨は、国の責務として「無償制」「教育の機会均等」「教育水準の維持向上」に必要な財源が確保されるように義務教育費国庫負担制度を存続し、更なる充実をはかること。

理由といたしまして、義務教育費国庫負担制度は、義務教育の根幹である「無償制」「教育の機会均等」「教育水準の維持向上」を保障するため、国が必要な財源を確保するとの趣旨で確立されました。

これまで、三位一体改革や地域主権改革においても、義務教育費国庫負担制度の堅持や一括交付金化の対象外とすることが明らかにされてきましたが、改革によるこの制度への影響を今後も注視する必要があります。

1950年に地方自治をすすめるという観点から義務教育費国庫負担制度は廃止され、一般財源化されましたが、その後、児童一人あたりの教育費に約2倍の地域間格差が生じたことから、1953年に義務教育費国庫負担制度は復活しました。1985年以降、再び義務教育費国庫負担金の一般財源化がおしすすめられ、2006年からは国庫負担率が3分の1に縮減をされた。現在、義務教育費国庫負担金の対象外である教材費、旅費、高校教職員の給与費は、地方交付税として一般財源のなかにくみこまれるなど、地域間格差も広がってきています。

未来を担う子どもたちの豊かな学びを保障することは、社会の基盤づくりにとって極めて 重要なことであり、地方財政状況に影響されることのない、義務教育費国庫負担制度の存続 と更なる充実が求められます。以上、地方自治法 99 条の規定により、意見書を提出することを要望します。

続きまして、「保護者負担の軽減と就学、これは学ぶ機会と、もう1つの修学支援、これは教育の充実このようにご理解いただきたいと思いますが、に関わる制度の拡充を求める請願書。

趣旨、すべての子どもたちの学ぶ機会を保障するため、保護者負担の軽減と就学・修学支援に関わる制度を拡充すること。

理由としまして、近年の厳しい経済・雇用情勢は、子どもたちのくらしや学びに大きな影響を与えています。

2011年度文部科学白書は、社会のセーフティネットとしての教育の重要性がますます高まっているとして、誰もが充実した教育を受けられるよう、子どもや保護者の経済的負担に対して社会全体で支えていくことの重要性を指摘しています。

このような中から、現在「高校無償化」をはじめ、「奨学金の改善」「就労支援の充実」等

の施策がすすめられ、2012年には、高校生に対する奨学金事業について、低所得者世帯や特定扶養控除見直しによる負担増への制度改正がおこなわれました。また、2013年には、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が成立しました。国および地方公共団体は「就学の援助、学資の援助、学習の支援その他の貧困の状況にある子どもの教育に関する支援のために必要な施策を講ずるものとする」とされました。

しかし、保護者の負担が十分に軽減されたわけではなく、就学援助を受ける子どもは年々増加をしております。2012 年度では全国で 155 万人となっています。三重県においても17,175人で、約8.9人に1人の割合となっています。高等学校段階におきましては奨学のための給付金制度が創設されたものの、高校無償化については所得制限が設けられ、入学料・教材費・部活動のための経費等の保護者負担は重く、「学びたくても学べない」という状況は依然大きな課題です。そのため、いっそうの支援策が求められています。

以上、地方自治法99条の規定により、意見書を提出することを要望します。

続きまして、「教職員定数改善計画の着実な実施と教育予算拡充を求める請願書」趣旨としまして、子どもたちの豊かな学びの保障にむけ、「教職員定数改善計画」の着実な実施と教育予算の拡充をすすめること。

理由としまして、三重県では、2003 年度から小学校1年生の30人学級が実施され、その後も小学校2年生の30人学級、中学校1年生の35人学級と拡充しています。少人数学級では、「より個に応じた対応をしてもらっていると思う」「余裕がもて、落ち着いて子どもと向きあうことができる」等の保護者、教職員の声があり、大きな成果をあげています。

一方、国においては、2011年「義務標準法」改正により、小学校1年生の35人以下学級が実現し、2012年には、法改正ではないものの、小学校2年生への実質的な拡大が実現しました。しかし、2014年度予算で、教職員定数については35人以下学級の拡充が措置されず、教育課題に対応するための定数改善も極めて不十分であります。

山積する教育課題の解決をはかり、未来を担う子どもたち一人ひとりを大切にした教育をすすめるためには、学級編制基準の更なる引き下げや教育条件整備のための教育予算の拡充が必要です。以上、地方自治法99条の規定により、意見書を提出することを要望します。

続きまして、「防災対策の見直しをはじめとした総合的な学校安全対策の充実を求める請願書」。趣旨といたしまして、子どもたちの安心・安全を確保するため、巨大地震等の災害を想定した防災対策の見直しをはじめ、総合的な学校安全対策の充実をすすめること。

その理由としまして、2012年8月、国における「南海トラフの巨大地震モデル検討会」の推計結果によると、三重県鳥羽市では津波が最大27m、尾鷲・熊野市では最短4分で第一波が到達となり、最大の死者数は約43,000人、三重県がまとめた想定の4,800人を大きく上回る結果となりました。国の中央防災会議が発表した最終報告では、ハード面の整備に加え、防災教育をはじめとする事前防災の対策を具体的に実施すべきだとしています。

このようななか、三重県では学校の耐震化が着実に進められており、本年4月現在の耐震 化率は小中学校が98.5%、高校・特別支援学校は100%となっています。また、学校防災機 能を強化するために、防災用毛布等の備蓄や防災機器の整備等が進められています。

2012 年、文科省は学校施設における天井等落下防止対策の推進に向け、公立学校施設の屋 内運動場、天井等の落下防止対策については2015 年度までの完了を要請しています。また、 三重県教育委員会の調査によると、本年、公立小中学校と県立学校のうち、校内の備品等転 倒落下防止対策がすべてできている、これは24.2%です。校内のガラス飛散防止対策がすべ てできている、これは16.2%となっており、非構造部材の対策は遅れている現状であります。 学校は、子ども、そして地域住民が活動する地域の拠点であり、災害時には県内の公立学校の91.9%が避難場所となる等、重要な役割を担い、その安全確保は極めて重要であります。 小中学校における早期の耐震化率100%達成と非構造部材への対策が急がれ、また、学校・家庭・地域が連携して災害から子どもを守る必要があり、巨大地震等の災害を想定した防災対策の見直しや充実が急務です。

さらに、近年、登下校中における交通事故や傷害事件、不審者による声かけやつきまといなど、子どもたちが被害者となる事案があとを絶ちません。三重県は学校安全推進事業を実施し、子どもの防犯意識、危機予測、回避能力を高めるための実践的な防犯教育のとりくみをすすめていますが、学校内外での子どもの命や安全をどう守るか、総合的な学校安全対策を充実させなければなりません。

以上、4点請願書の趣旨説明といたします。宜しくお願いします。

○議長(風口 尚)以上で、紹介議員の趣旨説明は終わりました。

お諮りいたします。

只今、議題となっております請願第1号ないし請願第4号については、会議規則第92 条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、委員会付託は省略することに決しました。

これより、各請願ごとに質疑、討論、採決を行います。

まず、請願第1号 義務教育費国庫負担制度の存続と、更なる充実を求める請願書の質 疑を行います。

発言を許します。

(「議事進行」の声あり)

質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(「議事進行」の声あり)

これにて、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

本案は、採択することに、賛成の方の挙手を求めます。

(举手全員)

挙手全員であります。

よって本請願は、採択することに決しました。

次に、請願第2号 保護者負担の軽減と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める請願 書の質疑を行います。 発言を許します。

(「議事進行」の声あり)

質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(「議事進行」の声あり)

これにて、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

本案は、採択することに、賛成の方の挙手を求めます。

(举手全員)

挙手全員であります。

よって本請願は、採択することに決しました。

次に、請願第3号 教職員定数改善計画の着実な実施と教育予算拡充を求める請願書の質疑を行います。

発言を許します。

(「議事進行」の声あり)

質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(「議事進行」の声あり)

これにて、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

本案は、採択することに、賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって本請願は、採択することに決しました。

次に、請願第4号 防災対策の見直しをはじめとした総合的な学校安全対策の充実を求める請願書の質疑を行います。

発言を許します。12番 小林豊君

- ○12番(小林 豊) 請願の趣旨自体には賛同するところなんですが、1点だけ聞かせていただきたいと思います。非構造部材への対策が遅れているなり、対策が急がれているとありますが、これは文章でいきますと、校内の備品等の転倒転落防止対策、或いは校内のガラス飛散防止対策を指しているのかと思いますが、具体的にどういう工法を求めていくのか、この点についてお伺いしたいと思います。
- ○議長(風口 尚)7番 奥川直人君

- ○7番(奥川直人) 私が聞いたといいますか、考える中では、図書館なり下駄箱、そういっ たものが倒れてくる。こういったものをどう止めるかということ。ガラスはご存知のよう に、各教室のガラス、玄関のガラス、非常に危険な部分がありますので。その辺の対策 どうするかということだと判断いたします。
- ○議長(風口 尚)12番 小林 豊君
- ○12番(小林 豊) ちょっと質問の仕方が悪かったかもわからんのですけど、私は工法的に どういった工法を求めていくのかということをお聞きしているのであって、対策自体は分 かるんですが。具体的にどういった工法を求めていくのか。この点について再度お伺いし たいと思います。
- ○議長(風口 尚) 7番 奥川直人君
- ○7番(奥川直人)具体的には、色んな施策があるかと思いますが、それは、国なり県なり で検討していただくということでお願いをしていきたいと、このように思っています。
- ○議長(風口 尚) 他にありませんか。

(「無し」の声あり)

質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(「無し」の声あり)

これにて、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

本案は、採択することに、賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって、本請願は採択することに決しました。

次に、日程第 28 請願第 5 号 「手話言語法(仮称)」制定を求める意見書の提出を求め る請願書を議題といたします。

ただちに、紹介議員 山口和宏君の 趣旨説明を求めます。6番 山口和宏君

○6番(山口和宏) 只今、議長に趣旨説明を求められましたので、趣旨説明をさせていただ きます。

それでは、請願第5号 「手話言語法(仮称)制定を求める意見書の提出を求める請願 書」について、紹介議員として趣旨説明をさせていただきます。

提出者は、三重県津市桜橋2丁目131番地、一般社団法人 三重県聴覚障害者協会

会長深川 誠子氏でございます。

手話とは、日本語を音声ではなく手や指、体などの動きや顔の表情を使う独自の語彙や 文法体系をもつ言語である。手話を使うろう者にとって、聞こえる人たちの音声言語と同 様に、大切な情報獲得とコミュニケーションの手段として大切に守られてきました。

しかしながら、ろう学校では手話は禁止され、社会では手話を使うことで差別されてきた長い歴史がありました。

2006年12月に国連で採択され、日本でも 2014年1月に批准し、2月に発効した障害者権利条約は、手話が言語であることが明記されています。

日本においても、その条約の批准に向け、2011年に障害者基本法を改正し、同法(障害者基本法)第3条第3号において、「全て障害者は、可能な限り、手話を含む言語、その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定められました。

また、同法(障害者基本法)第22条では、国・地方公共団体に対して情報保障施策を義務づけており、手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、きこえない子どもが手話を身につけ、手話で学び、自由に手話が使え、更には手話を言語として普及、研究することのできる環境整備に向けた法整備を国として実現することが必要であると考えます。

以上のようなことから、手話やろう者に対して理解がある社会、ろう者が安心して暮らせる社会となるよう、手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、聞こえない子どもが手話を身につけ、手話で学び、自由に手話を使い、更には手話を言語として普及、研究することができる環境整備を目的とした「手話言語法(仮称)」の制定を強く切望するものです。以上の趣旨説明をさせていただきました。宜しくお願いいたします。

○議長(風口 尚)以上で、紹介議員の趣旨説明は終わりました。

お諮りいたします。

只今、議題となっております 請願第5号 については、会議規則第92条第2項の規定により 委員会付託を省略いたしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

「ご異議なし」と認めます。

よって、委員会付託は省略することに決しました。

これより、質疑を行います。

発言を許します。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

これにて、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

本案は、採択することに、賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって本請願は、採択することに決しました。 暫時休憩いたします。

(休憩 午前10時31分)

(第4号の日程追加・意見書 配付)

(再開 午前10時33分)

○議長(風口 尚) 再開いたします。

只今、「義務教育費国庫負担制度の存続と更なる充実」を求める意見書の提出についてないし 「手話言語法(仮称)」制定を求める意見書の提出について及び閉会中の継続審査の申し出についてが提出されました。

この際、発議第5号ないし発議第10号を日程に追加し、議題とすることに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、発議第5号ないし発議第10号を日程に追加し、議題とすることに決しました。 お諮りいたします。

発議第5号ないし発議第9号については、趣旨説明、質疑を省略いたしたいと思います。 これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、趣旨説明、質疑は省略することに決しました。

まず、発議第5号ないし発議第9号について、各意見書ごとに討論、採決を行います。

まず、発議第5号 「義務教育費国庫負担制度の存続と更なる充実」を求める意見書の提出についての討論を行います。

それでは反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

これにて、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに、賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、発議第6号 「保護者負担の軽減と就学・修学支援に関わる制度の拡充」を求める 意見書の提出についての討論を行います。 それでは反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

これにて、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに、賛成の方の挙手を求めます。

(举手全員)

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、発議第7号「教職員定数改善計画の着実な実施と教育予算拡充」を求める意見書の提出についての討論を行います。

それでは反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

これにて、計論を終結いたします。

これより、採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに、賛成の方の挙手を求めます。

(举手全員)

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、発議第8号「防災対策の見直しをはじめとした総合的な学校安全対策の充実」 を求める意見書の提出についての討論を行います。

(「なし」の声あり)

これにて、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに、賛成の方の挙手を求めます。

(举手全員)

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、発議第9号「手話言語法(仮称)」制定を求める意見書の提出についての討論を 行います。

(「なし」の声あり)

これにて、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに、賛成の方の挙手を求めます。

(举手全員)

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

只今、可決されました意見書については、後日関係機関へ提出いたしますので、ご承 願います。

次に日程第6 発議第10号 閉会中の継続審査の申し出についてを議題といたします。

議会運営委員会委員長から、委員会において審査する事件につき、会議規則第 75 条の規定により閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに、ご異議ありませんか。 (「ご異議なし」の声あり)

よって 委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決しました。

これをもって、今期定例会に付議されました案件の審査は全て終了いたしました。 よって 平成26年 第4回 玉城町議会定例会を閉会いたしたいと思います。 これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、今期定例会は、本日をもって閉会することに決しました。 これにて、平成26年第4回 玉城町議会定例会を閉会いたします。 閉会にあたり、町長挨拶をお願いします。

町長 辻村修一君

○町長(辻村修一)閉会にあたりましてお礼の挨拶を申し上げます。

今期定例会に提案のすべての提案につきまして、慎重なるご審議を賜り原案承認を賜りましたこと厚くお礼申し上げます。会期中賜りました貴重なご意見、参考にさせていただきながら今後の町政運営を進めさせていただきたいと思っております。ご案内のように、今国の政治、日本の少子超高齢化対策、このために先般も地方創生の本部が立ち上げられたわけでございます。テーマといたしましては「まち、ひと、しごと」これを掲げて地方を活性化していこうとこういう動きであります。

玉城町といたしましてもこのことを十分見極めて対策を講じていく必要があろうかと思いますけれども、玉城町が従前から掲げておりますところの「街、人、自然」と共生のまちづくり、これに全力を傾注していく必要があると思っておりますので、今後も一層の議員の皆様、ご支援を賜りますようお願い申し上げましてお礼の挨拶とさせていただきます。

○議長(風口 尚)閉会にあたりまして一言ご挨拶を申し上げたいと思います。今期定例会は去る9月11日から開会いたしまして本日まで、9日間、25年度の決算の認定を始め、26年度の補正予算の審議を終始熱心にご審議賜りましたこと厚く御礼申し上げます。また、閉会の運びになりましたこと誠にご同慶に堪えない次第でございます。

朝晩大変寒くなってまいりまして、秋の気配を感じる時期になっておりますけども各位

にはこの上ともご自愛いただきまして、更に一層の町政発展にご尽力賜りますことをお願い申し上げまして挨拶といたします。ご苦労様でした。

(午前10時40分 閉会)